

議長定例記者会見 会見録

日時：令和3年3月1日 10時30分～

場所：全員協議会室

1 冒頭の挨拶

2 質疑項目

- 三重県議会の大規模地震対応訓練について
- 選挙区及び定数に関する在り方の検討について
- 夫婦別姓制度について
- 公務員と産業界等との饗応について
- 議会図書室について

1 冒頭の挨拶

(議長)おはようございます。それではただ今から、3月の議長定例記者会見を始めさせていただきます。いよいよ今日から3月でございます。令和2年度最後の定例会見となります。本日は発表事項はございませんけれども、最近の議会の動きなどにつきまして、少し申し上げたいと思います。

まずは、新型コロナウイルスについてでございます。県民の皆さんにおかれましては、先行きの不安をかかえながら引き続き、感染症対策や、行動・移動の自粛などにご協力をいただいているところでございます。おかげさまを持ちまして、現在新型コロナの猛威は少し、抑えられておりまして、本県の新規感染者数も、ピーク時と比べると、相当程度減少してきておるような状況でございます。先月なかばから、いよいよワクチンの接種も始まっておりまして、新型コロナの収束に期待を寄せているところでございます。しかし新型コロナにつきましては、少し対策を怠りますと、感染者がすぐさま増加するということを、これまでの経験から感じるところでございます。県民の皆さんには、どうか引き続き、慎重な行動をお願いしたいと思います。

次に、議会における災害対策についてであります。先月13日に福島県沖を震源とする、震度6強の地震が発生いたしました。土曜日の深夜に発災いたしました。東北地方での地震でございましたが、改めて、気を引き締めなければいけないと思いついたところでございます。今般の地震で被災されました皆さんには、心よりお見舞いを申し上げます。さて、地震発生の前日の2月12日に、偶然でございましたけれども、三重県議会の大規模地震対策訓練を実施いたしました。この訓練は、休会日に震度7の南海トラフ地震が発生した想定で、全議員による地震の安否確認の情報伝達の訓練、そして、発災

から72時間経過後の最初に到来する午後1時に開催する想定 of 災害対策会議を模擬開催しまして、Web会議システムを活用して、議員が被災地現場から状況を報告する訓練などを実施をさせていただきました。昨年は、本会議中の議場から全議員が避難する訓練を実施したところでございますけれども、大災害が発生しましても、議会の役割を果たしていけますように、このような訓練を継続することは、非常に大切なことであると認識を新たにしたいと考えております。

次に、定数及び選挙区の検討についてでございます。これにつきましては、正副議長においてたたき台となる案を示すこととなっておりますが、去る1月28日に、定数及び選挙区に関する各会派からのヒアリングを実施しまして、すべての会派からご意見を伺ったところでございます。各会派からは、総定数ひとつ取り上げても、さまざまな意見が出されました。すべての会派に納得いただける案を示すということはなかなか正直、難しいことを感じておりますけれども、正副議長として、知恵を絞って、定数・選挙区の案を作成していきたいと思っております。

さて本日は、3月1日で、2月定例会議の真ん中でございまして、一般質問もあと3日間を残しております。令和3年度の当初予算をはじめ、議案につきましても、来週には、常任委員会で詳細な審議を行う予定となっております。新型コロナ対策はもちろんですが、多数の重要な議案の審議、県政の重要課題の調査にあたり、実りある議論が喚起されるよう、副議長とともに、しっかりと議会運営に当たっていきたくと思っております。私からは今日は以上でございます。よろしく申し上げます。

2 質疑応答

○三重県議会の大規模地震対応訓練について

(質問) 今月から幹事社の朝日新聞です。よろしく申し上げます。冒頭の発言の中で、対策訓練を実施されたという話がありましたけど、災害に対する。2月に実施した中で見えてきた課題など、もしありましたら教えてください。

(議長) いろいろ課題があるわけでございますけれども、まず、実際の訓練の中で起こったことですが、Web会議、Webによって情報を伝達するところ、ちょっと機材の関係の不具合とかも発生したりしまして、もっときちっと、改めて確認をさせていただいて、いざという時に戸惑う部分がないようにしていかなければならないというふうに思ったところもございまして、また例えばですが、現場からさまざまな各地域の現場からも、議員の現場の課題を把握している議員からの伝達がありまして、その中に要望も入って参ります。その要望を対策本部に伝えるというような、この口上での

訓練でございましたけれども、そういうものがですね実際に発災したときの、そういう地域からの要望の議会として整理をどうしていくかっていうところも、整理をどのようにしてどのように伝えていけるかっていうことが、さらに検討していかなければならないと思いましたが、また例えばですけれども私たち自身の安否確認の伝達の仕方もですね、ちょっとその様式がさまざま書き込む様式になっておりましたので、もうちょっとシンプルに、まず、その安否確認がもっとシンプルに、速やかに伝達しやすいように、再検討したほうがいいんじゃないかというような議員からの意見もございましたし、例えばですけれども今のようなことはあげさせていただきましたが、いろいろなことがございました。良かったと思います。そういう意味からも、させていただきます。

○選挙区及び定数に関する在り方の検討について

（質問）別件でもう1件。先ほど選挙区及び定数の話もありまして、毎月これ聞かせていただいていると思うんですが、正副議長案というのはいつごろスケジュール的にお示しになる予定なのかっていうのも、決まりましたでしょうか。

（議長）1月28日に、先ほども申し上げましたように、各会派からの調査会からの報告に基づいた形のご意見をお聞きさせていただいたところなんで、もうこれ、1ヶ月余が経過しておりまして、毎回毎回私どもも、できるだけ早いうちに、正副議長案をお示しをさせていただいてということをお願いしてきておるので、とにかく、早くお示しをさせていただければと思ってるんですけども、気持ちは急いでるんですけども、副議長と意見交換をできるだけ頻繁に出していただきつつ、今まだ検討しておりますけれども、いつついうめどを示すようなところまでは至っておりません。先ほど申し上げましたが、いかんせんそれぞれの会派のご意見、隔たりのある部分もたくさんございまして、どのような案を示させていただくべきかということについては、まだちょっと申し上げにくい、いつというふうに申し上げることはできません。申し訳ありません。

（質問）正副議長の任期のことを考えると、どんどんそのタイムリミットみたいな迫ってきてるかなと思うんですが、最悪いつまでについていうのも特には決まってないということですか。

（議長）最悪といいますか、もちろんその辺りは見据えながら、私たちも使命感持ちながらやっておりますので、その辺についてはもちろん意識しておりますので。ただ今日の時点で、いつまでに案を示せるかっていうところまでは申し上げられませんけれども。その辺のスケジュールは私たちも、正副議長の間につ

というスケジュールはもちろんそれは最低限持っております。

(質問) ありがとうございます。幹事社から以上です。各社お願いします。

(質問) その定数及び選挙区のお話でございます。ちょっと小耳に挟んだところ、各会派のほう、議員の皆さんも水面下で、会派同士で、どれぐらいの定数であったり選挙区が適切かという、考えを一定進められているようなことをちょっと伺ったんですね。議長としては把握されていますか。

(議長) そうですね。議会でございますので、会派間の意見交換とかそういうものは、想像ですけれども、それはねやっぱりされていることがあるのか分かりませんが、私としてはですね、そういうところの詳細はちょっと把握をさせていただいておりません。想像としてそういうことも、お聞きになられたということであればあるかも分かりませんね。

(質問) 例えば正副議長案を出して、それがすぐに理解を得られるかといったら、議長も先ほどおっしゃったように難しいところがあるということでございますね。そうすると例えば、策定にあたって、ある程度並行して各会派の理解を得ながら進めていったりとかですね。何らか策定までの間に、各会派の方々に聞かれることがありうるのか。

(議長) その辺についてもですね、副議長とまだこれからいろいろその辺の協議も意見交換もさせていただきながら作っていかなきゃなりませんけれども、一度とにかく各会派から公平にそれぞれのご意見を聞かせていただいたんですから、そういうご意見をもとにまず案を作らせていただきますが、確かに必要であれば、そういうこともあるかわかりませんが、また、副議長とその辺も含めて、協議させていただきます。

(質問) 今、現段階で、正副議長で具体的にどのような話し合いを、意見を交換して、どういうところがどのような検討の進捗になっているのかというのを教えていただけますか。

(議長) まずは冒頭にお聞きいただきましたけれども、とにかく、ちょっと言葉は語弊あるかもしれないですけども、猶予がそれほどあるわけではないので、早くしっかりと詰めていかなければいけませんねっていうところから始まっていますけれども、具体的に各会派のご意見もお聞きしていますので、このところも、総定数のところはどうでしょうかねとか、この選挙区の扱いはどう

でしょうかねとか、その辺のちょっとすり合わせをしますけれども、やっぱり私は私の意見があったり、副議長は副議長の意見があったりしますので、私と副議長で、ちょっと取り方が違ったり、基本の考え方が違ったりもありますんで、その辺まず、副議長とすり合わせながら、一つずつそれぞれの部分についてやりとりしているところです。

—第二県政記者クラブの方も含めてお願いします—

○選挙区及び定数に関する在り方の検討について

(質問) 選挙区定数なんですけど、今の日沖・服部正副議長体制で、どこまでそのままやるっていう目標なんですか。つまり正副議長案の提出で5月の役選までに終わるのか、それとも、そこはもう成案にして、きっちり議会で一応可決して、新しい条例をスタートさせ、それを実際の実行は次の正副議長体制に譲るとか、そういう観点から言ったらどの辺に置かれているんですか。

(議長) できればちょっとその辺も副議長ときちつとはかりながら進んでいかなあかんのですけども、私からの発言としてだけちょっと今のところですけども、できうれば、条例化まで、きちつと私たち正副議長の間にそこまでいければというふうには当初から願ってきておるんですが、ただ、なかなかこう現実、案を作らせていただいて、そして、お示しさせていただいてからのこともございますのでどうなるかわかりませんが、できうれば、私は、私たちの任期のうちに条例までというふうには、当初から思いながらきております。

(質問) まあ、つまりそういうおおざっぱな工程表なんですね。それは現実問題、ずれるかもしれないし、場合によっては正副議長案提示だけで終わるかもしれないし、あるいはうまく話し合いもできて改正条例まで持ってく、成立させるというところまでいけるかということですか。まあ、計画の無いところには終わりはないので、ある程度の計画は持っておられると思いますが。今、県のOB、OGの県議の方にも話聞いたりされているじゃないですか、正副議長案。そういう意見も参考にされるということですか。

(議長) いろいろ耳に入ってくることは、それはもう皆さん県民の方なんで参考にさせていただきます、議会の方だけではないにね。

(質問) 今はもう一般県民だけど、県議のOB、OGです。

(議長) 特にその方々にご指導をお願いしたという経緯は。

(質問) 意見を聞くというのは当たり前の話なんで、議員歴の長い人たちもいるわけだし。各地区ごとにそれぞれの課題を一番よく知っているはずだから。現職のバッジをつけているとどうしても視野が狭くなることもあるじゃないですか。でもバッジを外せば当然広く考えられるわけで、そういう意見ということで多分聞かれていると思うんですけど。

(議長) O Bの方からご意見を頂戴したという事実はあります。積極的にやっぱり気にかけていただいてですね、お話を聞かせていただくこともありますので。

○三重県議会の大規模地震対応訓練について

(質問) あと先ほどの訓練ですけど、今回特に新しい何か取り入れたものとかは。訓練方法。例年何かやっていますやん。今回特に違うもんって何かあるんですか。

(議長) 今回は発災後72時間経過した後の初めて来る午後1時に自動的に招集されます災害対策会議を想定して、それをシミュレーションしてやりましたんで、これは今までやったことのない初めてのことだというふうに思いますし、そして実際に災害が起こりますと、これも先ほどの繰り返しになりますけれども、Webでの対応をしなければいけませんので、それができるかどうかということも含めて、これも初めてのことだと思いますので。安否確認はいつも、各議員の安否確認はさせていただいてますけれども、今回、発生後の災害対策会議をシミュレーションした訓練は初めてだというふうに思っています。それと、安否確認も前までは電話でやってたと思うんですけども、今回はメールの返信でスムーズにやれるようにという訓練もさせていただきまして、これもメールの返信でっていうことも初めてだと思っております。

○夫婦別姓制度について

(質問) まあ通信ができればですね、災害時に。あと、自民党の国会議員から、議長が自民党系のところの都道府県というか地方自治体に、今全国で40都道府県、そこが自民系の議長さんがなられていて、7つが非自民系の議長さんみたいですが、その自民系の議長のところ自民党の国会議員の方、高市早苗さんとかから、夫婦別姓を認めないでほしいと。地方で条例に書き込んだりとかしないでくれというような要請が出てるんですけど、これについてはどう思いますか。多分、三重県議会なんかは議長が非自民系なので、来てないとは思うんですけど。来てないですよ。

(議長) 私は見てないです。

(質問) 来ていないことは別にしてそういう要請をどう思いますか。要は地方議会を国会議員がしぼる形にもなるという見方もあるじゃないですか。

(議長) そういう点については、そういう要請をされておられるようなことは新聞なんかで見させていただいてますけれども、議長という立場でございますので、それぞれがお考えがありますし、それぞれの政党がございますので議員の皆さん方には、その辺どうっていうことは差し控えさせていただきたいと思えます。

(質問) これは地方議員として、党は関係なく、いわゆる地方議会のあり方っていうのが逆に言ったら問われてる可能性もあるんで、その辺について国と地方の仕組みからいってどういうふうに思われるかっていうこと。そこには今の三重県議会の現状とかそういうことを勘案して話していただく必要ないと思えます。

(議長) 私のところはいただいてないです。現に見てないんでいただかないのかわかりませんが、我々、地方議会はその判断をするようになっていうことであれば、我々は我々の判断をさせていただくことになるので。だから強制をされるっていうことではないと思えますけれども。

(質問) 議長自身は夫婦別姓についてはどうお考えですか。

(議長) もうこれはあくまでも議長という立場ではなくして、私個人として、政党も会派の立場も抜いて私個人としての考えでお許しいただきたいんですけども、私は夫婦別姓に反対するような考えはありませんけれども、個人としては。

(質問) 党としては、立憲にしる国民にしる夫婦別姓に反対ですよ。

(議長) 私は改めて確認はしてないので。

(質問) 副議長はいかがですか。自民党国会議員からそういうのが、三重県議会には来てないですけど、例えば自民党系の議長のところ、都道府県議会にきているみたいですが、その件についてはどう思われますか。

(副議長) 私もその文章を確認をしておりませんので、内容的なことはしっかりと見させていただかないといけないなと思います。地方議会の中に、国のほうから、党として文書を提出するということは、私は個人として個人的な見解ですけど、あまりよろしくないんじゃないかと。出すのであれば、党から出てるっていうので党の戦いという形になるのはいけないんじゃないかなと自分では思っています。今個人的にも、例えば議長がおっしゃったように賛成であり、反対でありっていうような意見を各地方議員はもっておると思いますし、国会の中でもそういう議論をしておられるんだろうと思うんですが、47都道府県で本来は、40議長というよりは47都道府県へ提出をいただいたほうが私はいいんじゃないかなと思います。7府県といいますか、そういったところは、文書の通達がなかったというのは非常に残念だなと個人的には思っております。

(質問) 副議長は夫婦別姓にどうお考えですか。

(副議長) 私は、これまた、党派関係なしにして一個人として、別姓は私は賛成です。反対ではありません。

○公務員と産業界等との饗応について

(質問) 菅首相の長男さんの件で、職員との産業界だけでなく政界もそうでしょうけど、饗応について問題となっていますが、その辺、ご見解はありますか。議長から。

(議長) 見解と言いますと、とにかく、詳細真実をさらにしっかりと明らかにまずしていただきたいというふうに思います。

(質問) 菅首相の長男さんのはあくまでも例であって、本丸は、要は職員と、いわゆる公務員と産業界なり、或いは政界とのそういう饗応について問題となっていると思うんですけど、今回の問題の一番大事なところは。その点、地方においても県庁職員とか或いは市町村職員も饗応とかがあるじゃないですか。今はある程度、自腹を切ったりとかしてますけど、そういうこと自身の文化とどうか、見方についてはどう思われますか。

(議長) その辺についてはあるべきことではないんで、しっかりと毅然として、我々、地方もしっかりと意識してやっていかなければいけないと思っております。

(質問) だとすれば、三重県議会がやっってる初懇ってありますよね。つまり初めて常任委員会に出たときに執行部側の担当部局の幹部職員とある程度懇親すると。そういう場合について、議長は好ましいと思われるか好ましくないのか、その辺はいかがですか。

(議長) そういう、今後、仕事をしていく、また人間関係を築いていくっていうことについては、馴れ合いということではないと思います。初懇とかそういうものは。ルールをきちっと毅然と守った上でそういうことやっていくことは別に悪いことでないというふうに思っております。

(質問) ルールというのは、例えばそれを議会費という、懇親会費を議会費、あるいは知事部局の予算等で、一般会計でみるんじゃなくて、きっちりそれを例えば応分に割ったりとか、そういうルール化という意味ですか。

(議長) それとか、その後々の関係が、今、国会でこう言われてるような利益誘導を図ろうというようなそういう具体のものではないと思っておりますので、あくまでもこれからスムーズに行政を県民の皆さまのために進めていく上での人間関係づくりだというふうに私は思っておりますので。

(質問) 魂胆なくして会食はしないですね、普通。まあ、私自身も自戒を込めて言いますが、当然情報を得るために懇親しているわけで、ましてバッジを付けている議員の方が、何らかの利益誘導とかを含めてそういう会食をしないようにとか、逆に言ったらそういう文化というのを本来変えなきゃいけないとか、そういう方向はあるじゃないですか。

(議長) 悪しき文化であれば、悪しき文化ということで私たちが判断するならば変えていくものは変えていかなければいけないと思っておりますけれども、そういうものがすべて、悪しきものばかりとは私は思いませんので、そういう土壌の中からおっしゃられるような、懸念されるようなものが生まれて、実際に生まれてきているっていうようなことが明るみに出てくるようなことがあれば、私たちも気をつけていかなければいけませんけれども、私自身がそういうことに参加させていただいても申し訳ないですけれども、何かそういう気持ちで参加してるわけではなく、やっぱり、これから県民の皆さまのために今後、さらに執行部の方々とより良い県政を進めていく上では、やっぱり一つ人間関係を作るということは必要なことだと私は思います。

(質問) 直接には結びつかないんですけど、東海環状右回りで、例えばいなべ

のインターができるとか、そういうものが実際に出てくると、日沖議長が動かれたんじゃないとか、いろいろな尾ひれが付くじゃないですか。色眼鏡もありますよね。

(議長) そういうこともあるかも分かりませんね。事実が事実でなくても。その辺はどうしようもないことなので。

(質問) 副議長はいかがですか。つまり三重県職員と議員の方が懇親会とかされますけど、そういうこと含めて、あとそういう文化に対して、要は会食しないとある程度意思疎通ができないみたいな、そういう文化についてはどう思われますか。

(副議長) 職員の方と議員との例えば懇親を深めるため、そしてまたいろんな行政の対応とかそういったものに対して、我々議員と職員が会食をするとか、そういったところに関しては、私は何も問題無いのではないかなと思います。それと、職員さんと企業の方が食事をするとか、そういった接待を受けるとかということに関しては、私はよろしくないんじゃないかなと思いますし、我々別に職員の方に、我々のほうから食事を誘って要望をするとか、こうしてくれとか、そういった私から頼み事をした覚えはございませんし、県議会みんな同じような状況だと思います。ですから、そういった文化というものに関しては、どのような文化なのか、どういうケースの文化なのかということの一つの文化でまとめてしまうのは、非常に私は難しい問題があるんじゃないかなと思います。ですからそこに、貴方がおっしゃるように利益誘導があるんじゃないとか、そういったことも含めて我々も思われる部分というのがあるわけですから、何も無かったというふうな表現では難しい状況にもなりますし、あまりそういった個人的な食事会とかそういったものは避けたほうがいいと思っております。

(質問) 今おっしゃった県職員と企業の方の懇親は、会食等はちょっと問題だと。確かに倫理規程にもこれ反するんですけど。ただし、企業が直接出てこなくても、各企業さんとある程度親しい議員の方が意を介して、職員と懇親して、ここの企業さんこうなんだという事情を説明されるとか、そういうことは多々あると思うんです。そこら辺はどう思われますか。

(副議長) その食事会の中で紹介するということですか。

(質問) 企業さん呼んで紹介する場合もあるし、企業さんは来なくてもその意向を受けて、職員たちに会食したときに話をするということは過去多々あるじ

やないですか。

(副議長) 私はあまりそういったことは知らないもんですから、確認しておりませんが、どうなるか難しい表現になるんじゃないかと思います。貴方がどこを質問してみえるのか、ちょっともう一度お願いできませんか。

(質問) 例えば、親戚企業に建設業者がいて、その建設業者の公共工事入札が上手くいかなかったと。だから、これはちょっと調整しようという形で、過去動かされた議員の方もいますよね。

(副議長) 私はそういうことはあまり確認しておりませんので、分かりません。

○議会図書室について

(質問) 次の質問です。議員図書館というのは、例えば議長は、ここにある議員図書館は県会議員のためだけの図書館というお考えですか。

(議長) いえ、違いますけれども。

(質問) それは議員以外だったらどなたが使っても可なんですか。

(議長) どなたが使われてもいいんだと認識していますけど、念のためきちんとしたことを事務局から、ごめんなさいね。

(事務局長) 議会の図書室についての規定を議会のほうで定めておきまして、自治法に基づいて、議員の調査・研究に資するため設置されているもので、第一義的には議員のためということになります。ただ、現状の利用状況は事務局職員、それから執行部の職員、あと県民の方もご利用になっておられる方がいらっしゃいます。

(質問) ただし、その対応方法等で議員バッジをつけておられる方と、県職員は別にして、そうでない一般県民の場合はそこに格差があるじゃないですか。何かというと、例えば今、議員図書館にある資料等をコピーあの場でしてもらおうと思っても、これは当然有料でするわけですけど、それであっても議員の方と職員の方以外はコピーできませんって断られますよね。県立図書館に行ってくれてという話なんですけど、県立図書館にもたくさん書籍はあるけれども、その中で議会関係の会議録とか含めて結構探すのが大変で、ここの図書館だったら県議会のことはほとんどそろっているんで、逆にいったらそういう時間の

短縮にもなるし、そこからいけば必要なものというのを著作権法における50%以上のコピーは当然やらないにしても、コピーは本来議員の方と同じようにできるというのが県民にもこの図書館が役立っているというふうな感じになるんですけど、その辺はどうお考えですか。

(議長) ちょっと確認させてください。今のようなお声は私初めて聞かせてもらいましたので、認識不足もあって事務局のほうに確認させていただいた部分もありましたけれども、ルールはルールとしてですから、改めて確認も整理もさせていただいて、さらに県民の皆さまのためにもう少し緩和できる余地があるのかどうか、改めて確認させていただきます。ちょっと今日のところはごめんなさい、申し訳ないですけども。

(質問) これだけ議会運営委員会とか代表者会議とか開放的にして、ある程度公開性というのを透明度を高くしているから改革議会とも称されているにもかかわらず、まだ手付かずの一つが議員図書館だと私は思っているんですけど、その辺は一度検討してみるというお話ですね。

(事務局長) 補足をさせていただきたいと思います。コピーの状況は先ほどお話ししたとおりなんですけれども、議会の図書室というのは地方自治法に基づいて設置されている図書室ということで、いわゆる図書館法による図書室とは扱いが違うところがあるようでございます。著作権の範囲内でのコピーというのは貴方のおっしゃったとおりなんですけれども、うちの図書室は一般の図書館とは違うのでコピーができないという、利用者として規定されている議員は別ですけども、一般のご利用の方にはコピーのサービスができないことになっているようです。いずれにしろまた議長から。

(質問) そんなことはもう分かりきっていることだから。要は、法とか条例がそうだからといってそれが良い状態かどうかということを考えたら、当然検討とか改正するという方向があってしかるべきだし、それが改革議会の在り方じゃないかという話ですよ。

(事務局長) ありがとうございます。また議長からも改めて報告をさせていただきます。

(議長) いずれにしても初めてお聞きしたご意見なので、また整理して検討の余地があるのかも含めて、また検討させていただきます。今日のところはすみませんが、そういうことでお願いいたします。

(質問) 以上です。

○三重県議会の大規模地震対応訓練について

(議長) すみませんが先ほどの私の発言でちょっと間違えた発言をした部分がございます、すみませんが訂正させてください。災害の訓練のところで、発災から72時間後初めて到来する午後1時に召集される災害対策会議についての訓練をあたかも初めて今年やったというふうに私発言しました。すいません。去年も災害対策会議の想定訓練は去年もやっております、Webを使ったのが初めてということでございますので、申し訳なかったです。訂正させていただきたいと思えます。72時間後を想定した災害対策会議の想定訓練は去年もやっておりますので、これは初めてではございません。Webを使ったのは初めてということでございますので、訂正させていただきます。よろしく願います。

(質問) 他、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

(議長) ありがとうございました。またよろしく願います。

(以 上) 11時10分 終了